

## 開業して4年半

開業して4年半（令和2年4月）。同業者から質問を受けることが多くなってきた。質問は理論と実務の中間の扱いである。要は理論を実務でどう処理するかである。（税法と会計と税務行政の関連である）

最近、新型コロナウイルスで（家で）巣ごもりすることが多くなってきた。そこで久しぶりにこのHPのQ&Aを見直したところ、この4年半で情勢が変わったものがあったので、自己中でコメントをつけてみた。



Q1-24の「ポイントを使ってパソコン」であるが、ポイントの処理について、アンサー時点では値引き処理と書いたが、他社ポイント（共通ポイント）を使ったときは、雑収入（不課税）処理との指針が最近国税庁より出された。損益には影響しないが消費税については影響（仕入控除の増加）になる。

国税庁HP（令和2年1月14日公表）

次にQ1-29の「資本剰余金の払戻におけるみなし配当：プロラタ計算」であるがこれも裁判があり一部敗訴している。プロラタ計算が資本と利益の唯一の合理的区分ではないということか。資本と利益の区分はさらに議論が必要と

思われる。今後に注目していきたい。

次にQ 2－3であるがこれは情勢が変わったわけではなく、補足説明である。公益法人等はいろいろな法律により設立されている。また区分により税法の取り扱いが違う。



事例では人格のない社団、認可地縁団体であるがこれは当初から収益事業課税法人であるが、民法の規定により設立した一般社団法人等は収益課税になるにはQ 2－8の要件が必要である。普通法人課税になると寄附金収入も課税となる。公益法人等は一律同じ扱いでないことを肝に銘じておこう。

4年半経ち効率性と正確性を掲げ奮闘する毎日である。